Gunma Prefecture 群馬県

令和８年 11 月６日
産業経済部労働政策課労働政策係
電話：027-226-3402　　内線：3402

群馬県勤労福祉センターの利用料金の過大徴収について

指定管理制度を導入している群馬県勤労福祉センターにおいて、指定管理者である（公財）群馬県勤労福祉センターが指定管理業務に係る利用料金の一部について、条例で定める上限額を超えるなど料金設定に誤りがあり、利用料金を過大に徴収していたことが判明しました。

今後、このようなことがないよう管理・監督を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

１．概　要

群馬県勤労福祉センターの指定管理業務に係る利用料金は、「群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という）で定められた額の範囲内で指定管理者が設定し、群馬県（以下「県」という）の承認を受けることになっています。

このうち、本館第五会議室の午前の利用料金を条例で定める上限額を超えて設定する誤りがあり、利用料金を過大に徴収していたことが判明しました。

また、同会議室の１日の利用料金について、条例の範囲内で設定されていましたが、誤りのある午前の利用料金を基礎として積算されていました。

このため、午前及び１日の利用料金を見直し、利用した団体に対し過大徴収した額を返還します。

２．判明の経緯

令和８年 10 月２日(金)に（公財）群馬県勤労福祉センターを対象に実施された群馬県監査委員事務局による「財政的援助団体等に係る監査」の事務調査において、指定管理業務に係る利用料金を確認したところ、一部の料金設定に誤りがあることが判明しました。

３．原　因

現在の指定管理期間（令和７年度～令和９年度）に係る指定管理者の指定手続きの際に、（公財）群馬県勤労福祉センターから、本館第五会議室の午前の利用料金について条例で定める上限を超えた額で県へ承認申請があり、県においても条例の上限を超えた額で承認を行っていました。

また、同会議室の１日の利用料金について、条例の範囲内であったものの、誤りのあった午前の利用料金を基礎として積算した額（午前、午後、夜間の各利用料金の合計金額）を設定していました。

区分			設定額	条例で定める額
本館	第五会議室	午前	970 円	730 円以上、930 円以下
		１日	3,580 円	2,490 円以上、3,640 円以下

４．返還額等

令和７年４月１日から令和８年10月４日までの間に徴収した本館第五会議室の利用料金について、次のとおり過大徴収分の返還を行います。

料金区分	収受期間	対象団体数	収受件数	徴収額（A）	本来徴収すべき額（B）	返還額（A）－（B）
「午前」の利用料金	R7.4.1～R8.10.4	32団体	221件	214,370円	205,530円	8,840円
「１日」の利用料金	R7.4.1～R8.10.4	７団体	71件	254,180円	251,340円	2,840円
合　　計		37団体（重複あり）	292件	468,550円	456,870円	11,680円

５．今後の対応

（公財）群馬県勤労福祉センターから対象団体に連絡し、経緯等について説明・謝罪の上、過大徴収となった金額を速やかに返還します。

６．再発防止策

こうした事態が再び発生しないよう、県においては利用料金の承認時に条例との整合性を複数人で確認し、承認時以外も定期的な確認を行います。また、（公財）群馬県勤労福祉センターに対して、利用料金の設定を含めた適切な事務の執行を図るようチェック体制の強化を求めます。